

## アドバイザー・ボード運営要領（案）

新型コロナウイルスに関連した感染症対策に関する厚生労働省対策推進本部設置規程（令和2年1月28日厚生労働大臣伺い定め。以下「設置規程」という。）第8条の規定に基づき、設置規定第5条に定めるアドバイザー・ボードの運営要領を次のとおり定める。

### 1. 趣旨

アドバイザー・ボードは、新型コロナウイルス感染症対策を円滑に推進するに当たって必要となる、医療・公衆衛生分野の専門的・技術的な事項について、厚生労働省に対し必要な助言等を行うものとする。

### 2. 構成・運営

- (1) 設置規定第5条の規定に基づき、新型コロナウイルスに関連した感染症対策に関する厚生労働省対策推進本部の下に、アドバイザー・ボードを置く。アドバイザー・ボードのメンバーは本部長が指名する者とする。
- (2) アドバイザー・ボードに座長を置く。座長は、本部長が指名する者をもって充てる。
- (3) 座長は、必要に応じ、アドバイザー・ボードの会合に関係者の参加を求めることができる。
- (4) アドバイザー・ボードは、特定の事項を検討するため、アドバイザー・ボードの下にWGを置くことができる。
- (5) 事務局は、アドバイザー・ボードの求めに応じ、検討に必要な情報の提供その他の必要な支援を行う。

### 3. 審議内容の公表等

- (1) 座長が適当と認めるときは、アドバイザー・ボードの会合を非公開とすることができる。
- (2) 会合における審議内容の公表は、会議資料並びに開催日時、開催場所、出席者、議題、発言者及び発言内容を記載した議事概要によることとする。ただし、座長が公表しないことが適当であるとしたときは、その全部または一部を非公表とすることができる。
- (3) その他アドバイザー・ボードの運営に関して必要な事項は、座長が定める。

●新型コロナウイルスに関連した感染症対策に関する厚生労働省対策推進本部設置規程

（令和2年1月28日厚生労働大臣伺い定め）（抄）

（アドバイザー・ボード）

第5条 対策推進本部の下に感染症等に関する専門家によるアドバイザー・ボードを置くことができる。アドバイザー・ボードのメンバーは本部長が指名する者とする。

（補則）

第8条 前各条に定めるもののほか、対策推進本部、幹事会及びアドバイザー・ボードの運営に関する事項その他の必要な事項は、本部長が定める。

(令和2年7月14日現在)

アドバイザー・ボード メンバー

(◎：座長)

- |         |                        |
|---------|------------------------|
| 今村 顕史   | 東京都立駒込病院感染症科部長         |
| 太田 圭洋   | 日本医療法人協会副会長            |
| 岡部 信彦   | 川崎市健康安全研究所長            |
| 押谷 仁    | 東北大学大学院医学系研究科微生物学分野教授  |
| 尾身 茂    | 独立行政法人地域医療機能推進機構理事長    |
| 釜萯 敏    | 公益社団法人日本医師会 常任理事       |
| 河岡 義裕   | 東京大学医科学研究所感染症国際研究センター長 |
| 川名 明彦   | 防衛医科大学校教授              |
| 鈴木 基    | 国立感染症研究所感染症疫学センター長     |
| 舘田 一博   | 東邦大学微生物・感染症学講座教授       |
| 田中 幹人   | 早稲田大学大学院政治学研究科准教授      |
| 中山 ひとみ  | 霞ヶ関総合法律事務所弁護士          |
| 武藤 香織   | 東京大学医科学研究所公共政策研究分野教授   |
| 吉田 正樹   | 東京慈恵会医科大学感染制御科教授       |
| ◎ 脇田 隆字 | 国立感染症研究所長              |

(50音順、敬称略)